

平成28年度

## 三朝町教育委員会の事務に関する評価報告書

三朝町教育委員会

Plan/Do/Check/Action

## 1. はじめに

この報告書は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、三朝町教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うものです。

三朝町教育委員会では、今後の効果的な教育行政を推進するとともに、町民に対する説明責任を果たすため、この評価を実施するものです。内部評価、第三者評価を行った後、議会提出を経て、公表を行います。

なお、計画(Plan・三朝町教育事業計画書)→実行(Do)→検証(Check・第三者評価)→改善(Action)のPDCAサイクルを行うことにより、教育行政の効果的な事業推進を行うものです。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

**第二十六条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2. 内部評価について

内部評価については、平成 22 年度から行い、議会報告を行っているところですが、平成 23 年度から、第三者に評価を依頼し、その評価を議会報告するほか、町のホームページに公表することにしています。このため、内部評価報告は第三者が行う評価の資料とするものです。

内部評価は、毎年度の当初に作成している「三朝町教育事業計画書」の各項目について点検・評価することからはじめました。まず、それぞれ事業を担当する職員が事業の評価項目に、事業の説明と事業実施状況、その事業の特徴と特記事項のほか、事業の課題を明らかにし、そして、担当者がそれぞれの事業の自己評価を行いました。

担当職員が担当事業の評価を行った後、教育長決裁により事務局案を作成、そして、各

教育委員がそれぞれを評価し、事務局案と違う評価をした場合に、「なぜ事務局案と違う評価をしたのか」などのコメントを記載することとしました。さらに、これら各委員の評価を持ち寄り、教育委員会において協議し、教育委員会の内部評価報告書としました。

評価は次の4段階です。

ランク	達成度
ランクA	80%以上の達成
ランクB	相当程度達成(79～60%)着実に進捗
ランクC	やや不十分(59%～40%)
ランクD	不十分(30%～20%)

評価項目が21項目ある中、A評価が3事業・B評価が12・C評価が6となりました。特にC評価となった6事業のうち、小学校統合の意見交換とその取組みについては、統合に向けた保護者向け説明会を行っているものの、最終的には平成30年までに統合する方針を変えたことによる、児童保護者等の混乱を招いてしまいました。

スポ少・中学校部活動の向上については、大会で好成績を収めているものの、少子化に伴う部活動のありかたや教員の勤務時間外への対応など今後検討していく必要があります。

いじめ防止対策の取組みについては、年2回のアンケート調査により心の状態を把握し対応方針を決定していますが、日常の児童生徒の観察や教育相談の時間確保に努める必要があります。

社会教育・生涯学習の推進では、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震や平成29年2月の大雪により、予定していた取組みを中止せざるを得ない事業もありました。

### 3. 第三者評価について

教育委員会が行った内部評価について、「事業内容の説明」「取組状況と課題」についての説明を加え評価は内部評価と同じ4段階で行いました。

教育委員会活動は各種取組みを推進するために行うものであり、教育委員の活動を評価するする必要は無いとして、評価は行いませんでした。ただし、小学校統合への取組みは最重要課題であるため、次回からは事業の一つとして位置づけ評価することとしました。

その他の事業については、内部評価と同様の評価となりました。

評価点検のプロセスでは委員から様々な質問や意見、具体的な改善案も提案されました。評価委員の各事業のコメントについては、「教育行政評価委員意見」欄に記載しています。なお、評価結果は次年度以降の「三朝町教育事業計画書」に反映させながら、さらなる改善に向けて取り組むことにしています。

平成29年5月

三朝町教育委員会